

消費生活相談員になるための講座

人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員※1を目指してみませんか。

国家資格等の取得に
チャレンジ！

(ABいずれも受講料は無料)

プログラムA

AとBの2つの
プログラム

プログラムB

消費生活相談員資格(国家資格※2)
試験の合格を目指すための講座

趣旨

消費生活相談実務に求められる実践
的知識及びスキルを学ぶための講座

7/1 (月) 12:00～

開講日

10/26 (土) ～ ※全講座 土日開催

消費生活相談員資格(国家資
格※2)を保有していない方

受講対象

現在消費生活相談業務に就いてい
ない方(資格の有無は不問)で、対面講座
開催地及びその隣県にお住まいの方

eラーニング講座(録画配信)

受講方法

オンライン生配信10講座(5日)
対面2講座(1日)

1,600名

定員

300名

※プログラムAの受講者と
プログラムBのみ受講す
る方を併せて300名募集

先着順

受講可否

定員以上の応募があった場合は、一
定条件(事前説明会で公表予定)によ
り判断6/10 (月)12:00～
(定員に達した時点で受付終了)

申込期間

9/4(水)～9/18 (水)

申込は
こちらから<https://questant.jp/q/ninaite2024>申込
フォーム
URL申込は
こちらから<https://questant.jp/q/programb>対面講座開催地については、全国10地域程度※3を予定しています。
開催地域については、決定し次第、消費者庁のホームページでお知らせいたします。

事前説明会の実施

上記講座の事前説明会をZoomウェビナーによるオンラインで実施いたします。受講希望の
方は、ぜひご参加ください。当日は、以下URL又はQRコードよりご入室ください。

(事前申込不要 / 各950名定員 ※先着順)

5/25(土) 参加URL: <https://zoom.us/j/93182003461>

午前の部 10:30～11:30 ※午前も午後も同じ内容です

午後の部 13:30～14:30 後日アーカイブ配信も実施 (URL) <https://jca-home.jp/r6ninaite>

※1 全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事しています。

※2 消費生活相談員資格(国家資格)とは、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格。資格試験については、裏面参照。

※3 プログラムBの対面講座を実施する10地域程度の開催地については、後日改めてご案内いたします。

本講座の内容

プログラムA (eラーニング講座)

■全35講座、全35時間程度を予定

消費生活相談員の役割／消費者問題／消費者行政／消費者基本法／消費者安全法／民法／消費者契約法／特定商取引法／割賦販売法／決済／金融商品／多重債務と貸金業法／個人情報保護法／情報通信／景品表示法／家庭用品品質表示法／製品安全／衣食住に関わる知識／環境・エネルギー／民事紛争／経済一般／企業経営／医療と健康／社会保険と福祉／消費者教育／試験対策講座／論文の書き方講座／など

<7/1(月)正午より視聴可/順次動画をアップ>

消費生活相談員資格(国家資格)試験

以下いずれかの試験に合格すると、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格(国家資格)を取得することができます。詳細は各URL又はQRコードのリンク先をご確認ください。

1. 消費生活相談員資格試験

主催：(独)国民生活センター



<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

2. 消費生活アドバイザー試験

主催：(一財)日本産業協会



<https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html>

プログラムB (オンライン&対面講座)

■全12コマ(6日間)20時間程度を予定

※いずれも土日に実施

1. オンライン生配信講座 座学型(8講座) 3日

～事例中心の実務に則した内容～

賃貸住宅関連／訪問販売／マルチ関連
ネットトラブル／美容関連／など

【開催日】10/26・11/2・11/9

10時～17時の間を予定

2. 対面講座(2講座) ※2講座を1日で実施 1日

啓発講座の紹介／事例検討

【開催日】11/16・17・23・24・30・12/1

上記のいずれかの1日、1地域あたり1日実施

10時～17時の間を予定

(地域と開催日の組合せは調整中)

3. オンライン生配信講座 参加型(2講座) 2日

ロールプレイング1／ロールプレイング2

【開催日】12/7～2/8の土曜日のうち2日

プログラムA及びBを受講し、一定の条件をクリアした方に限り、ガイドライン※4により国家資格合格者と同等と認められる者の想定として明記される「消費生活コンサルタント」の資格を取得する機会があります。

※4 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(平成27年消費者庁)



本講座の特徴

充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士等が登壇します

※各講師がレジュメを用意します(各自でダウンロードしてご用意いただきます)

2つの試験を同時に対策

消費生活アドバイザー試験と消費生活相談員資格試験の両方に対応した講座カリキュラムです

就業を見据えた支援(初心者でも大丈夫！)

プログラムBでは、消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活相談員の実務講座も実施します

※本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。

※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただきます。

※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、試験受験料は自己負担となります。

また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただきます。

※受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。

問合せ先(受託事業者) 一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階

【専用ヘルプデスク】メール：2024soudanin@ai-spt.jp 電話：0120-121-009 ※平日10時～18時

※原則メールでお問合せいただきますようお願いいたします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。